

令和元年第6回 安芸太田町農業委員会 会議録 (第6号)

招 集 年 月 日	令和元年6月26日			
招 集 の 場 所	筒賀支所 大会議室			
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和元年6月26日9時30分	議長 河本 穂津雄	
	閉会	令和元年6月26日10時45分		
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 7 名 欠 席 2 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別	
	1	栗栖 眞知子	△	
	2	寺田 光浦里	○	
	3	三原 朋之	△	
	4	木下 博志	○	
	5	沖 貴雄	○	
	6	富永 富幸	○	
	/			
	8	佐藤 潤	○	
	9	栗栖 芳秋	○	
	10	河本 穂津雄	○	
会議録署名委員	2番	寺田 光浦里		
	9番	栗栖 芳秋		

議長	<p>本日の出席委員は 7 名です。農業委員の出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。(9 : 30)</p> <p>なお、本日は、農地利用最適化推進委員同席しての総会になります。</p> <p>本日の総会のすべての議案につきまして、農地利用最適化推進委員は、質疑、意見を述べることはできますが、裁決はできないこととなっております。意見は審議の際に限らせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、これより第 6 回安芸太田町農業委員会総会を開催します。この会議の議事録の署名者を議長において指名しても異議ありませんでしょうか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。よって議事録署名者に 9 番委員と 2 番委員を指名いたします。会議書記の指名を行います。本日の会議書記に農業委員会事務局職員、小笠原文麿氏と鬼田貴樹氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第 34 号から議案第 39 号について事務局より提案説明と朗読をさせます。それでは、事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>(事務局議案の提案説明と朗読)</p>
議長	<p>それでは、議案第 34 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 34 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 2 ページをご覧ください。申請人の■■■■さんに聞き取り調査と現地確認をしました結果について、説明いたします。申請地は、■■■■さん宅を出た目の前にあり、すでに申請地の一部でネギなどの野菜を作付けされております。休耕状態の部分にはマルチが敷かれておりますが、今後はその部分に大根など他の野菜を作付けされるそうです。■■■■さんは、農機具も所有し、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響ありません。以上のことから、本議案は許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 35 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 35 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 3 ページをご覧ください。申請人の■■■■さんに聞き取り調査と現地確認をしました結果について、説明いたします。申請地は、■■■■さん宅から河川敷方向へ約 200m 進んだ■■■■さん所有の倉庫の裏手にあります。現在は休耕状態ですが、今後はハウスを建てられ、野菜などを作付けされるということです。■■■■さんは、農機具も所有し、農作業に常時従事されております。また、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響も</p>

議長	<p>ありません。以上のことから、本議案は許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>続いて、議案第 36 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 36 号の説明をさせていただきます。議案書の 1 ページ及び 4 ページをご覧ください。■■■さんによります、墓地への転用事案です。行政書士の■■■さんに聞き取り調査と現地確認をしました結果について、説明いたします。申請地は、役場本庁から北西方向に約 400m 進んだ場所に位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないことから許可相当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 37 号について、9 番委員より説明をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>議案書 1 ページの議案第 37 号及び 5 ページの地番図をご覧ください。譲受人、■■■さんによります、収納庫、車庫、資材置場への転用事案です。この度申請地を譲渡人、■■■さんより借り受け、収納庫、車庫、資材置場に転用しようとするものです。6 月 24 日、私と申請人の■■■さん立ち会いのもと、現地調査をしました結果について、事案説明いたします。申請地は、安芸太田町東長田集会所から北へ約 200m の所へ位置しております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第 38 号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 38 号の説明をさせていただきます。農地利用状況調査の実施についてです。資料 1 の 1 枚目をご覧ください。</p> <p>令和元年度農地利用状況調査の実施について、まず、目的について説明いたします。平成 28 年 4 月に改正農業委員会法が施行され、農地利用の最適化が必須業務となったことを踏まえ、優良農地の確保と有効利用の促進、意欲ある農業者への農地集積の推進を図るため、農地の履行状況の確認と遊休農地の実態把握と発生防止、解消に取り組むこととします。</p> <p>次に、内容について説明いたします。農地利用状況調査の内容につきましては、目視による現地確認を行っていただきます。農地の利用状況や農地法の許可案件の履行状況の確認を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>そして、実施体制についてですが、担当地区の農地利用最適化推進委員さんに現地確認を行っていただき、調査内容を農地利用状況調査票へ記入していただきます。その後、事務局に提出していただき、農地基本台帳に記録保存します。なお、同行依頼がありました場合、同担当地区の農業委員さんも同行可能とします。注意点につきましては、2 点ございます。1 点目は、キャップ及びベネームを着用して現地確認を行っていただくことです。2 点目は、調査実施した日</p>

	<p>時を活動記録簿に記入していただくことです。</p> <p>最後に、事後指導について説明いたします。事後指導は、12月から3月までの間に行います。遊休農地については、対象者へ利用意向調査書を11月末までに発出し、耕作の再開指導や活用意向確認、必要に応じて対面聴き取りを行います。履行されていない案件については、意向確認や必要に応じて対面聴き取りを行います。利用意向調査書の農業委員会への回答期限は、令和2年1月末までとします。</p> <p>2枚目には、調査票の例をつけております。黒塗りは昨年度の調査結果です。作付されている場合は営農へ、草刈りなど維持管理をされている場合は維持へ、維持管理はされていないが機械などをいれることにより再利用可能な場合は再利用へ、機械をいれても農地として再利用不可能な場合は不可能へチェックをしていただきます。この例には記載されておりませんが、平成30年の農地法の許可案件や昨年までの調査で確認できた農地の利用状況等は、お配りしております調査票の備考欄にそれぞれ記載しております。今年度の利用状況調査で新しく確認できた農地の利用状況等につきましては、備考欄にご記入ください。以上の内容で農地利用状況調査を実施しようとするものであります。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続いて、議案第39号について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第39号の説明をさせていただきます。令和2年度県農業・農村施策に対する提案についてです。資料2をご覧ください。広島県農業会議会長より令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出について依頼がありました。このことについて、昨年度の安芸太田町農業委員会が広島県農業会議に対して提案した意見は、2枚目以降に記載しております。1点目に有害鳥獣被害防止対策、2点目に農業基盤整備対策、3点目に中山間地域の振興対策となっております。つきましては、資料2を参考にいただきまして令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見についてご審議いただければと思います。そして、本日出していただいた意見を取りまとめたものを、安芸太田町農業委員会の意見として提出させていただきます。審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議案第34号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第34号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第34号につきましては承認決定いたしました。</p>

議長	<p>続いて、議案第 35 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 35 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 35 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 36 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 36 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 36 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 37 号について質疑を許します。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。それでは、議案第 37 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 37 号につきましては承認決定いたしました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 38 号について質疑を許します。</p>
推進委員	<p>休憩のときも少しお話しましたが、推進委員だけでなく、ぜひ農業委員さんにも利用状況調査の協力をお願いしたいですね。</p>
事務局長	<p>そうですね。資料 1 にもありますようにですね、農業委員さんの同行も可能となっておりますので、話し合っていていただいて、協力して行っていただくようお願いいたします。</p>

6 番委員	推進委員さん一人で調査をやるのは無理よね。農業委員も極力調査に参加するべきだと思うわね。
議長	6 番委員さんの言うとおりでですね。可能であるならば、極力農業委員も調査に同行するという方向性で行きましょう。
推進委員	それと、やっぱり地図がでかすぎてしんどいですよ。どうにかならんのですかね。タブレットを使って調査した方がなんぼか楽ですよ。他ではタブレットを使って調査という話も聞きますし。
議長	農地ナビがあるんじやが、あれもたまたま実際と違うことがあるよの。
事務局長	そうですね。農地ナビはですね、平成 15 年頃だったか、それくらいでとまっているんですよ。ですので、実際とは違う情報が出てくることもあったり、逆に情報が出ないこともあったりするんですよ。また、更新もいろいろ難しいものがありまして。タブレットに関しては、昨年からお話をいただいておりますので、検討させていただきたいと思います。来年度の予算要求などですね、検討させていただきたいと思います。
推進委員	去年は、9 月の中ごろまでの実施期間だったと思うんですけど、今年は 8 月末になっていて、これは何ですかね。
事務局長	基準日が大体 8 月 1 日になっておりまして、その前後 1 か月ほどということですね、8 月末にしております。9 月までの調査期間にしまうと、そのあとの取りまとめに時間を要してしまうということもありまして、8 月末にしております。
議長	それでは、他に質疑等がありますか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 38 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 38 号につきましては承認決定いたしました。
議長	承認決定にはなったのですが、農地利用状況調査については、先ほどの話の中でもありましたように、推進委員さんにまかせっきりというようなことはせず、農業委員も進んで参加するようにしましょう。

議長	続いて、議案第 39 号について質疑を許します。
議長	これは、毎年同じものを要望しとるんよの。
事務局長	そうですね、はい。変わりがなければ、毎年同じ要望をさせていただいております。
議長	ということだそうですので、何か皆さんの方から要望はありますか。
議長	特に無いようですので、質疑なしと認めます。それでは、議案第 39 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 39 号につきましては承認決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	報告事項の説明をさせていただきます。資料 3 をご覧ください。市町農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてです。この保険制度は一般社団法人全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体契約です。被保険者である農業委員等が公務従事中に不慮の事故によって、死亡または入院、通院した場合に保険金が支払われる制度です。保険料一口千円の A 型に加入いたしますので、次回の農業委員会総会や農地利用最適化推進会議の際に集金させていただければと思います。
事務局	<p>続きまして、資料 4 をご覧ください。概要ではありますが、多面的機能支払交付金事業の報告をさせていただきます。</p> <p>1 番目に事業目的です。農業活動を通じて農地を保全していくには、畦畔や水路、農道などを良好な状態に維持する必要がありますが、高齢化や過疎化の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難になっており、集落ぐるみで保全管理活動を行うことが求められております。このため、集落共同による農地、水路、農道等の保全管理、農地周辺の環境保全活動等の取り組みに対して支援する事業で、将来にわたって集落活動が維持できる仕組みづくりを進めることを目的としております。2 番目の事業実施活動期間ですが、5 年間です。3 番目の対象活動組織は、農業者のみで構成される組織、農業者及び地域住民等で構成される組織のどちらかです。4 番目の対象農地は、田、畑、草地です。注意点としまして、これらは現況で判断します。田とは、畦畔、かんがい施設の機能があり、湛水できるものです。水稻以外の作物が栽培されている場合でも田に復帰できるものです。登記簿の地目ではありません。果樹を植えたものは畑となります。5 番目の対象施設は、農地、水路、農道、ため池です。6 番目</p>

	<p>の対象活動は、農地、水路等の見回り点検、水路の泥上げや補修、農地法面や畦畔等の草刈りや補修、遊休農地の草刈り、農道の路面補修、鳥獣害防護柵の下刈りや補修、農地法面等への景観作物の植栽、異常気象後の見回りなどです。7番目の交付金交付単価ですが、対象となる農地面積に対して交付金を交付します。農地維持支払いの場合、田が反当たり 3,000 円、畑が反当たり 2,000 円です。資源向上支払いの場合、田が反当たり 2,400 円、畑が反当たり 1,440 円です。なお、5年以上継続の地域の場合、資源向上支払いは、田が反当たり 1,800 円、畑が反当たり 1,080 円に減額されます。資源向上支払いの長寿命化につきましては、田が反当たり 3,667 円、畑が反当たり 1,667 円となります。8番目の活動組織取決め事項ですが、交付金を受けるためには、集落等で農地等の対象活動や役割分担を取り決め、5年間、農地や水路等の保全管理や環境保全活動を行う必要があります。取り決める内容としましては、交付対象とする農地の選定、規約の制定、取り組む対象活動、交付金の使用方法などです。9番目の交付金の使途につきましては、表のとおりですが、草刈りや水路補修など業者への委託、請負経費には、交付金を充てることが原則できません。ただし、資源向上支払交付金の施設の長寿命化のための水路補修や舗装等といった専門性が高い工事につきましては、業者委託や請負が認められています。10番目の組織の状況についてですが、平成30年度末現在で、多面的が37組織です。新しい5年間に向けて、中山間56組織のうち中山間のみ実施の19組織にも声掛け中でございます。以上です。</p> <p>このことにつきましてはですね、6月の5日に説明会を行いまして、7月の12日までに意向を確認するようにしております。</p> <p>報告事項について質疑はありますでしょうか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> <p>以上で本日の審議は終了いたしました。 なお、休会中も引き続き審査、調査をすることを許します。 これをもちまして、提案した議案はすべて審議されました。これで、第6回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:45)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">2 番委員</p> <p style="text-align: center;">9 番委員</p>
--	--